

平成 15 年 5 月 12 日

各 位

京都市中京区御池通烏丸東入 上原ビル3階
ニ チ コ ン 株 式 会 社
代表取締役社長 武 田 一 平
(コード番号 6996)
問合せ先 常務取締役 加藤 速雄
管理本部長
電話 (075)231-8461

自己株式の取得及び ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社は、平成 15 年 5 月 12 日開催の取締役会において、商法第 210 条および同 280 条ノ 20 および同 280 条ノ 21 の規定に基づき、自己株式を買受けるため、およびグループ経営幹部に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行するための議案を平成 15 年 6 月 27 日(金)開催予定の当社第 68 回定時株主総会に下記内容で提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 自己株式の買受けについて（商法第 210 条に基づく自己株式の取得）

資本効率の向上と経営環境の変化に機動的に対応できるようにするため、以下のとおり自己株式を取得するものであり、資金状況などに応じて、自己株式の取得を弾力的に行ってまいります。

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得する株式の総数 300万株を上限とする
- (3) 株式の取得価額の総額 45億円を上限とする

(注) この自己株式の取得は、平成 15 年 6 月 27 日開催予定の当社第 68 回定時株主総会における承認決議後、次回定時株主総会の終結の時までの期間に係るものであります。

II. スtockオプションとして新株予約権の発行について（商法第 280 条ノ 20 および同 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の発行）

1. スtockオプションの目的および特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、当社の取締役、監査役、執行役員、幹部社員および主要関連会社の経営幹部に対して、ストックオプシ

ョンとして新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、新株予約権行使時に払込むべき金額は下記 2-(4)に定める時価を基準とした価額とします。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 280,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整するものとする。ただし、この調整は新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

(2) 発行する新株予約権の総数

2,800 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株）を上限とする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権行使に際して払込みをなすべき 1 株当たりの金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の金額は切り上げる）とする。

ただし、当該払込価額が新株予約権発行の日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、株式分割および時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使の場合は含まない）が行われる場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全に親会社となる場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は発行価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成 17 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の一部行使はできないものとする。(新株予約権 1 個を最低行使単位とする。)
- ②新株予約権の質入、その他の処分および相続は認めない。
- ③その他の権利行使の条件については、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と当該対象者との間で締結する契約に定める。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

新株予約権の割当てを受けた者が「新株予約権の行使の条件」により行使できなくなった場合、およびその他当社が必要と認めるときは、無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

(注) 上記決議は、平成 15 年 6 月 27 日（金曜日）開催予定の当社第 68 回定時株主総会において、「自己株式買受けの件」および「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以 上